

「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」の改訂方針について

1 改訂の考え方

東京 2020 大会を見据え、ユニバーサルデザインの理念に基づく今後の福祉のまちづくりの取組の中で、より望ましい施設や設備の整備の方向性について、平成 29 年 11 月に東京都福祉のまちづくり推進協議会から提言された「これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえ、より望ましい整備の方向性について（意見具申）」を踏まえ、東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」という。）を改訂する。

2 主な改訂内容

- (1) 施行規則別表第 3 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第 5 条関係）

整備項目「1.1 観覧席・客席」の整備基準に、車いす利用者対応客席からのサイトライン（可視線）※の配慮に関する事項を追記。

- (2) 施行規則別表第 5 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第 5 条関係）

整備項目「1.1 観覧席・客席」の整備基準に、(1) と同様の追記。

- (3) 施行規則別表第 9 公園に関する整備基準（第 5 条関係）

整備項目「7 野外劇場・野外音楽堂」の整備基準に、車いす利用者用観覧スペース等からのサイトライン（可視線）※の配慮に関する事項を追記。

※サイトライン（可視線）：劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることのできる視野の限界線。

【各項目の改訂の考え方】

すべての観客が同じように会場で楽しめる環境を整備するためには、サイトライン（可視線）の考え方は重要であることから、車いす利用者対応客席からのサイトライン（可視線）に配慮する必要がある。

※「2 主な改訂内容」は現時点での案であり、都民の皆様を始め関係者からの御意見を踏まえ、今後変更する可能性があります。